

地下街等施設用

避難確保・浸水防止計画 作成に関する説明会

令和8年3月18日

千代田区 政策経営部 災害対策・危機管理課

次 第

- 1 水防法により生じる義務
- 2 千代田区において想定される水害
- 3 災害種別ごとの避難行動
- 4 避難確保・浸水防止計画の作成について
- 5 今後のスケジュール
- 6 質疑応答

1 水防法により生じる義務

水防法に基づく区域の指定

- 国や東京都が区域を指定・公表
- 千代田区においては下記の3つが対象
 - ① 荒川洪水浸水想定区域
 - ② 神田川流域洪水浸水想定区域
 - ③ 高潮浸水想定区域

地域防災計画への地下街等施設の指定

上記の区域内に位置する地下街等施設を、千代田区が地域防災計画上で指定

➔ 施設管理者・所有者に対して、各種法令上の義務が生じる

1 水防法により生じる義務

【参考】地下街等施設の範囲

消防法第8条第1項の規定により防火管理者を定めなければならない防火対象物のうち次の(1)から(5)のいずれかに該当するもの。

番号	項目
(1)	延べ面積が千平方メートル以上の地下街
(2)	地階を消防法施行令別表第1(一)項から(四)項まで、及び(九)項イに掲げる用途に供して、かつ、地階の床面積の合計が5千平方メートル以上の施設。 ただし、施設関係者のみが利用する施設は除く。 ⇒映画館、集会場、飲食店、物販店、ホテル、学校など
(3)	地階に駅舎を有するもの
(4)	一般利用の駐車場で、50台以上地下駐車場で収容する施設
(5)	その他、区長が必要と認めるもの ⇒建築物の地階が、地下街、地階の駅舎又は大規模地下道などに接続している施設

※ 千代田区地域防災計画風水害対策編(P.5-1)より抜粋

1 水防法により生じる義務

地域防災計画へ指定された施設の所有者・管理者の義務

① 避難確保・浸水防止計画の作成

施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るとともに、地下街や地下施設への浸水を防止するため、必要な防災体制や訓練等に関する事項を定めたもの

② 避難確保・浸水防止計画の報告（提出）

計画を作成・変更したときは、遅滞なく、その計画を市区町村長へ報告する。

③ 避難訓練の実施

避難確保・浸水防止計画に基づき、職員や可能な範囲で利用者の方々にも協力してもらい、訓練を実施する。

④ 自衛水防組織の設置及び報告

自衛水防組織を設置するとともに、設置したときは遅滞なく市区町村長へ報告する。

2 千代田区において想定される水害

外水氾濫

- 大雨によって河川の水位が急激に上昇し、堤防から水が溢れ出す、堤防が決壊するなどして河川の水が市街地等に流れ出すこと。
- 千代田区の場合は、荒川、神田川及び日本橋川で被害が想定される。



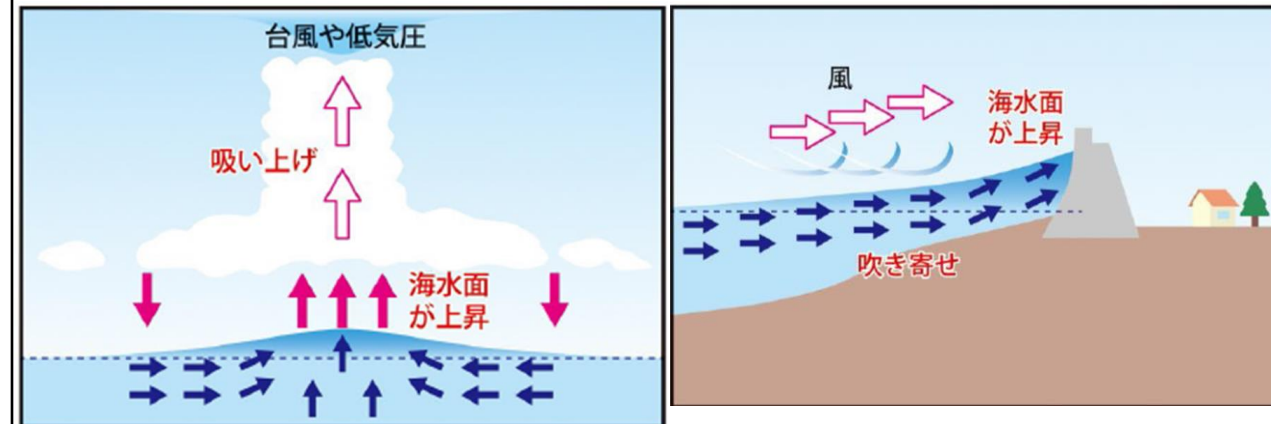
参考：内水氾濫とは

- 大雨により側溝・排水路・下水道の排水能力が限界を迎える、河川の水位上昇により下水道を逆流するなどして、市街地等に浸水が生じること。

高潮

- 低気圧による海面の吸い上げ
- 風による吹き寄せ
などにより発生する。

高潮により海面が上昇することで、河川の水位も上昇して氾濫したり、東京湾の護岸を超えて海水が流れ込む（越波）などして、海から離れた千代田区でも被害が想定される。

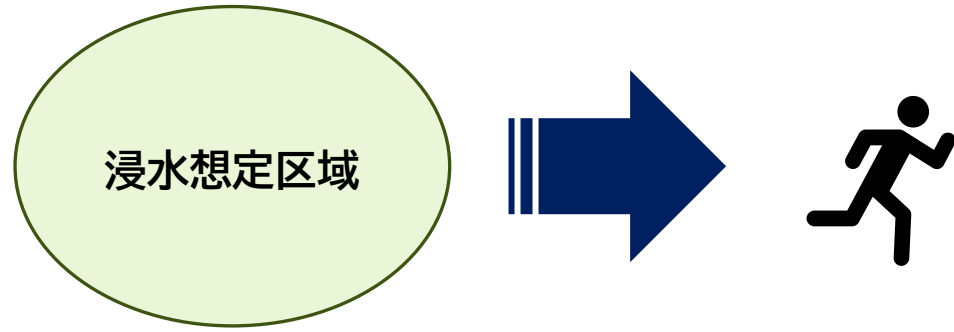


3 災害種別ごとの避難行動

避難行動には種類があります

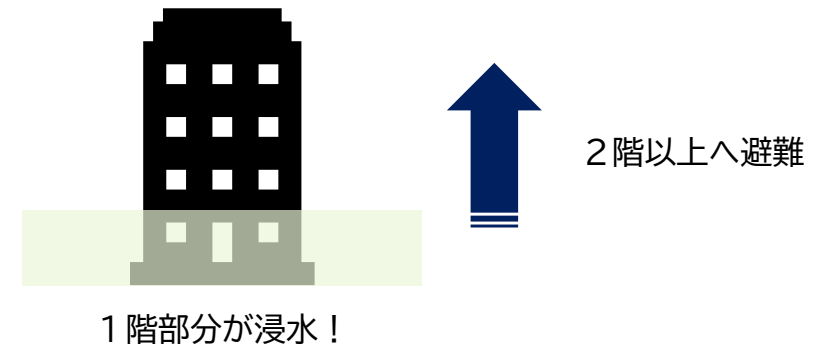
- 避難の方法には、大きく分けて2つの種類がある。
- 災害種別にあわせた避難行動をとることが重要。

① 立ち退き避難



- 浸水想定区域の外に出る（立ち退く）避難方法。
- 水平避難ともいう。

② 屋内安全確保



- 建物内の上階に逃げる避難方法。
- 垂直避難ともいう。

- 水害は基本的には事前に予測できることから、立ち退き避難が最も望ましいとされる。
- 一方で、想定される浸水深等から建物内でも安全が確保可能と判断できる場合は、屋内安全確保も選択し得る。また、立ち退き避難を行うリードタイム（時間的猶予）が無い場合は、屋内安全確保が必要となることもある。

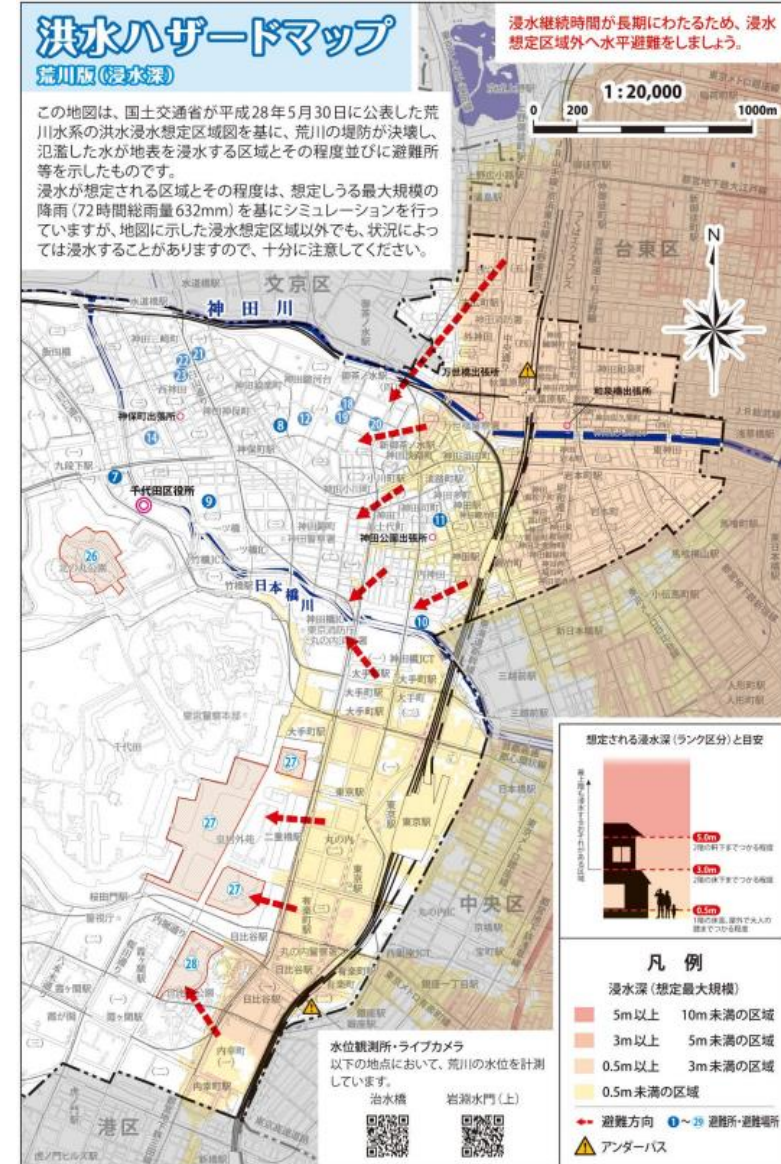
3 災害種別ごとの避難行動

荒川洪水

- 荒川の堤防が決壊してから、氾濫水が千代田区内に到達するまでには、およそ12~24時間かかる
➡浸水するまでにリードタイム（時間的猶予）がある
- 荒川の氾濫による浸水は、長いところでは2週間程度水が引かないことが想定される
➡想定される浸水の深さより高い場所に避難できても長期間取り残されてしまう恐れがある



浸水想定区域の外に逃げる
立ち退き避難（水平避難）が原則！



3 災害種別ごとの避難行動

立ち退き避難（水平避難）の避難場所について

避難所・避難場所一覧

施設名	所在地	荒川	高潮	土砂
麴町小学校	麴町2-8	①	①	①
九段小学校	三番町16	②	②	②
番町小学校	六番町8	③	③	×
麴町中学校	平河町2-5-1	④	④	③
都立日比谷高校	永田町2-16-1	⑤	⑤	×
富士見みらい館	富士見1-10-3	⑥	⑥	④
九段生涯学習館	九段南1-5-10	⑦	⑦	×
お茶の水小学校	神田猿樂町1-1-1	⑧	⑧	⑤
神田一橋中学校	一ツ橋2-6-14	⑨	⑨	⑥
区立スポーツセンター	内神田2-1-8	⑩	⑩	×
神田さくら館	神田同町2-16	⑪	⑪	⑩
昌平童夢館	外神田3-4-7	⑫	×	⑪
ちよだアートスクエア (旧アーツ千代田3331) ※改修工事のため使用できません。	外神田6-11-14	⑬	×	⑫
ちよだパークサイドプラザ	神田和泉町1	⑭	×	×
旧今川中学校	鍛冶町2-4-2	⑮	×	⑬
都立一橋高校	東神田1-12-13	⑯	×	⑭
岩本町ほほえみプラザ	岩本町2-15-3	⑰	×	×

協 定 施 設	施設名	所在地	荒川	高潮	土砂
	明治大学	神田駿河台1-1	×	⑫	⑮
	法政大学	富士見2-15-3	×	⑬	⑯
	専修大学	神田神保町3-8	×	⑭	×
	上智大学	紀尾井町7-1	×	⑮	⑰
	日本大学会館	九段南4-8-24	×	⑯	⑱
	日本大学通信教育部	九段南4-8-28	×	⑰	⑲
	日本大学歯学部	神田駿河台1-8-13	×	⑱	⑳
	日本大学工学部①	神田駿河台1-8-14	×	⑲	㉑
	日本大学工学部②	神田駿河台3-11-2	×	⑳	㉒
	日本大学経済学部	神田三崎町1-3-2	×	㉑	×
	日本大学法学部①	神田三崎町2-1-3	×	㉒	×
日本大学法学部②	西神田2-7-10	×	㉓	×	
二松学舎大学	三番町6-16	×	㉔	㉕	
日本歯科大学	富士見1-9-20	×	㉕	㉖	
退 避 場 所	北の丸公園	北の丸公園1ほか	×	㉖	㉕
	皇居外苑	皇居外苑1ほか	×	㉗	㉖
	都立日比谷公園	日比谷公園1	×	㉘	㉗
	外濠公園	五番町先	×	㉙	㉘

※都立日比谷高校及び九段生涯学習館は、発災後速やかな開設はしません。

水平避難する場合の避難所一覧になります。荒川の場合は、荒川の欄をご覧ください。

※一部「×」と記載しておりますが、これは浸水する可能性がある施設のため、開くことができない施設となります。

- 避難する場所と言われると区立学校などの避難所を連想しがちですが、避難所は開設までに時間を要する場合があります。
- 必ずしも避難所に行く必要はありません。例えば、被害が想定されない系列施設が近隣にある場合は、相手方と調整の上、そちらを避難先とする選択肢もあります。

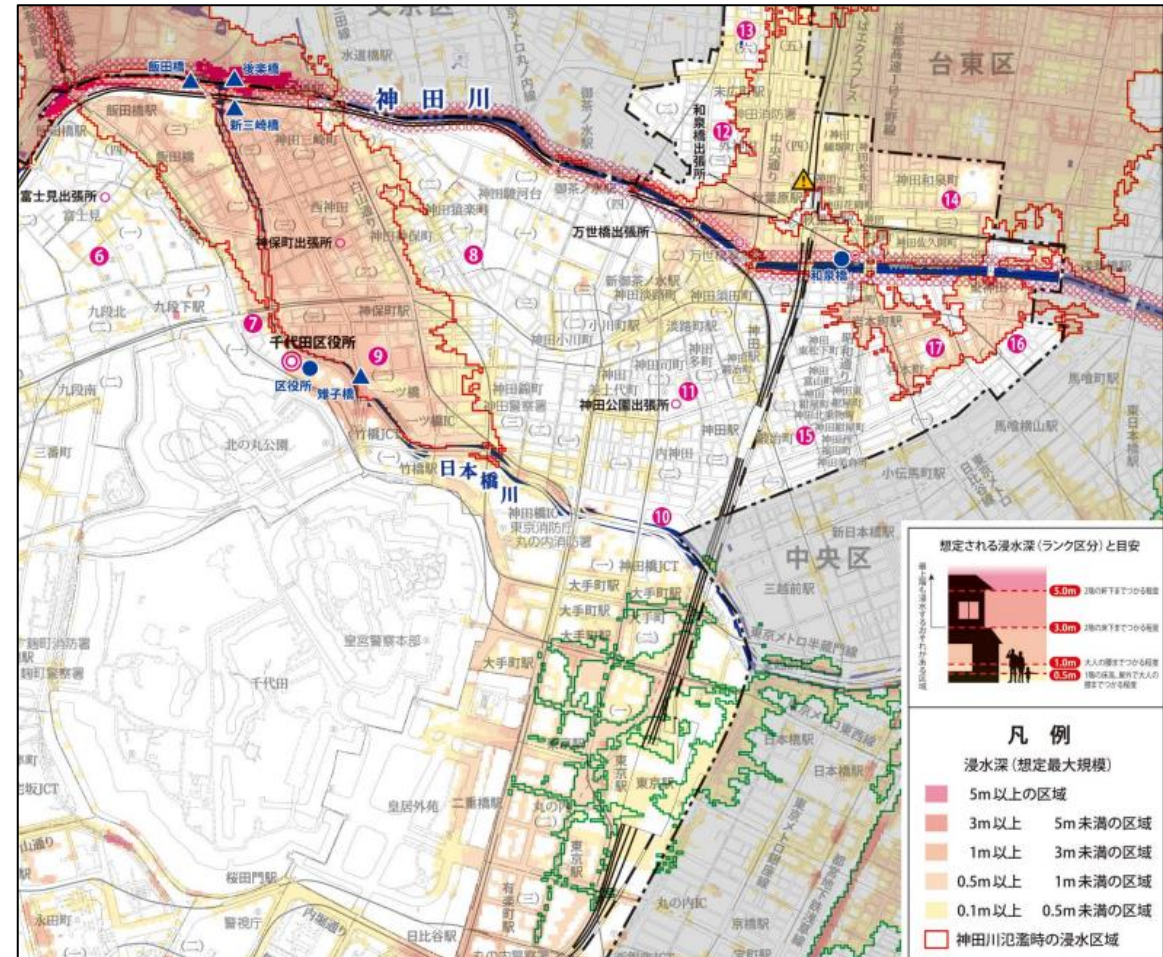
3 災害種別ごとの避難行動

神田川（日本橋川）洪水

- 神田川及び日本橋川は川幅が狭く、大雨が降ると急激に水位が上昇することが想定される。
➡リードタイム（時間的猶予）が少ない
- 一方で、浸水想定区域のほとんどの部分で、12時間未満で水が引くと想定されている。
➡屋内安全確保を行っても、建物内で長期間取り残される心配が少ない



建物内の上階に逃げる
屋内安全確保（垂直避難）が原則！



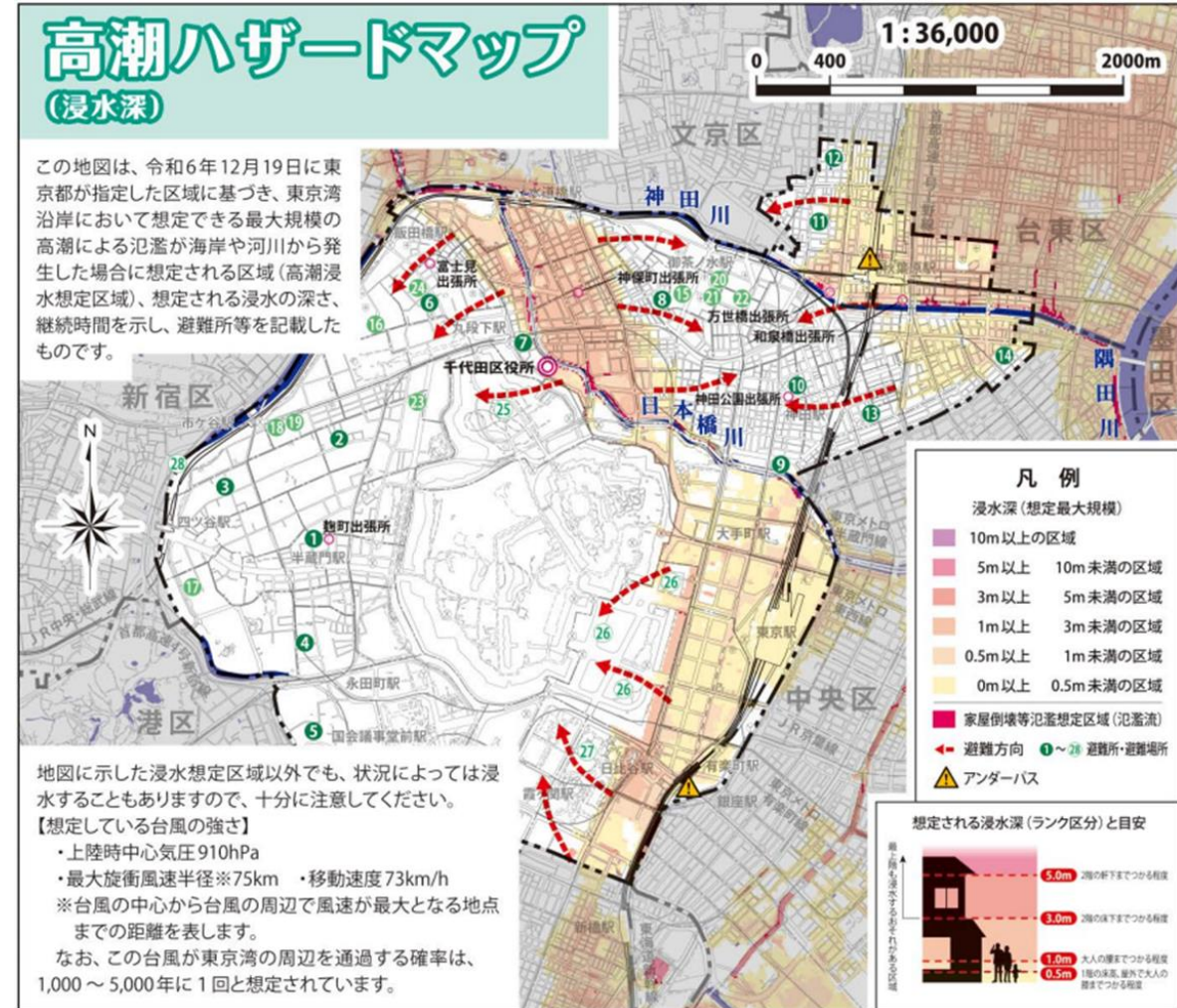
3 災害種別ごとの避難行動

高潮

- 高潮による浸水被害が想定されるのは、超大型台風の接近が予想される場合である。
➡数日前からテレビ等でも報道されている状況が想定でき、事前に予測可能であることから、リードタイム（時間的猶予）がある
- エリアによっては、1日以上あるいは1週間以上水が引かないことが想定される。
➡想定される浸水の深さより高い場所に避難できても長期間取り残されてしまう恐れがある



浸水想定区域の外に逃げる
立ち退き避難（水平避難）が原則！



4 避難確保・浸水防止計画の作成について

例えば、神保町出張所の場合・・・



浸水深は
「1 m以上～3 m未満」

▲ 洪水ハザードマップ神田川版 (浸水深)

4 避難確保・浸水防止計画の作成について

ステップ0 施設周辺の災害リスクを確認する



浸水継続時間は「12時間未満」

▲ 洪水ハザードマップ神田川版 (浸水継続時間)

4 避難確保・浸水防止計画の作成について

- 区HP等で公開している「千代田区ハザードマップ」を参照して、施設の災害リスクを確認します。
- 施設が浸水想定区域に含まれるかどうか微妙な場合や、より詳細な浸水深を確認したい場合には、国土交通省などが提供している以下のサービスが活用できます。
 - 浸水ナビ（国土交通省）：荒川洪水浸水想定区域の細かい確認が可能。
<https://suiboumap.gsi.go.jp/ShinsuiMap/Map//?x=138.73535156250003&y=35.35321610123823&z=5>
 - 浸水リスク検索サービス（東京都）：神田川流域洪水浸水想定区域の細かい確認が可能。
https://www.kensetsu2.metro.tokyo.lg.jp/jigyo/river/chusho_seibi/risk/kensaku.html
 - 高潮リスク検索サービス（東京都）：高潮浸水想定区域の細かい確認が可能。
<https://www.takashio-risk.metro.tokyo.lg.jp/pub/hazard/map.html>
 - 重ねるハザードマップ（国土地理院）：指定した住所地の災害リスクが確認可能。
<https://disaportal.gsi.go.jp/maps/?ll=35.353216,138.735352&z=5&base=pale&vs=c1j0l0u0t0h0z0>

4 避難確保・浸水防止計画の作成について

計画ひな形

- 施設分類ごとのひな形を用意しております。ご自身の施設が該当するものをご使用ください。
- 穴埋め形式にしておりますので、一から作成する必要はありません。

作成例

避難確保・浸水防止計画

施設名

令和 年 月 策定

※平日、休日で緊急連絡網や避難経路、
対応組織等が変わる場合には必要に応
じて追記をお願いいたします。

ひな方には、単独施設用と接続施設用（地下街等が他施設と接続）
がございますので、いずれかをお選びください。

ひな形

区HP「浸水想定区域等内の地下街等および要配慮者利用施設の避難確保・浸水防止計画の作成」

<https://www.city.chiyoda.lg.jp/koho/kurashi/bosai/bosai-taisaku/fusui-dosha-saigai/keikaku.html>

4 避難確保計画の作成について

ひな形等のデータについて

(1) 地下街等の所有者または管理者向け計画作成例および報告書

- [【作成例】避難確保・浸水防止計画（単独施設）（ワード：128KB）](#)
- [【作成例】避難確保・浸水防止計画（接続施設）（ワード：134KB）](#)
- [【届出様式】避難確保・浸水防止計画作成（変更）報告書（単独施設）（エクセル：33KB）](#)

（注意） 東京都地下街等浸水対策協議会に参画している施設は、「接続施設」の作成例をご使用ください。

- 計画ひな形の様式は、区HP上に掲載しております。ダウンロードの上ご使用ください。

浸水想定区域等内の地下街等および要配慮者利用施設の避難確保・浸水防止計画の作成

<https://www.city.chiyoda.lg.jp/koho/kurashi/bosai/bosai-taisaku/fusui-dosha-saigai/keikaku.html>

4 避難確保・浸水防止計画の作成について

ステップ1 表紙 第1条及び第2条について

作成例

避難確保・浸水防止計画

〔 施設名 〕

令和 年 月 策定

※平日、休日で緊急連絡網や避難経路、
対応組織等が変わる場合には必要に
応じて追記をお願いいたします。

(計画の目的)

- 第1条 この計画は、水防法第15条の2第1項に基づき必要な措置に関する計画を作成し、(**〇〇ビル**) に勤務又は利用する全ての者の、浸水時又は浸水が予想される場合の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図ることを目的とする。
- 2 この計画の修正は、軽微な事項については、関係者と協議のうえ決定するものとし、経費を必要とするなど重要な事項については、権原を有する者と協議のうえ決定する。

(計画の適用範囲)

- 第2条 この計画は、(**〇〇ビル**) に勤務又は利用する全ての者に適用する。

黄色マーカーされている部分を基本的に入力する（以降も同様）
ひな形に記載されている内容を確認します。
（修正がなければ、このままで構いません。）

4 避難確保・浸水防止計画の作成について

ステップ1 第3条 防災連絡体制について

(防災連絡体制等)

第3条 浸水時又は浸水が予想される場合に、総合的応急活動を実施するため、防災連絡体制等を以下の基準で設置する。

(1) 連絡体制¹の準備の基準

- ア 大雨洪水注意報が発表されたとき。
- イ 台風の襲来や局地的な集中豪雨が予想される時。

(2) 連絡体制の設置基準

- ア 大雨洪水警報、**高潮注意報**が発表されたとき。
- イ 今後、浸水のおそれがあるとき。

(3) 防災連絡体制²の設置基準

- ア 大雨特別警報、**高潮警報・高潮特別警報**が発表されたとき。
- イ 荒川・神田川において、はん濫**危険**情報等が発表されたとき。
- ウ 荒川・神田川・日本橋川において、越水した場合又は越水のおそれがあるとき。
- エ **高潮氾濫発生情報**が発表されたとき。
- オ **〇〇地区周辺**で、大規模な道路冠水、床上浸水又は床下浸水の被害が発生したとき。
- カ **高齢者等避難又は避難指示**が発令されたとき。
- キ その他、浸水の危険が予想されたとき。

(4) 自衛水防組織

自衛水防組織については、消防計画等に規定するところによる既設の自衛消防組織等を活用するものとし、別紙1「防災連絡体制組織図」のとおりとする。

(5) 防災連絡体制の解除

浸水の危険が解消されたと認められたとき、あるいは、浸水の発生による応急対策が完了したと認められるときに（統括管理者の判断により）解除する。

特に赤字で記入している部分につきましては、施設によって対象外となる可能性もあるため、ハザードマップ等で対象エリアか確認の上、対象でない場合は、削除ください。

黄色のマーカースにつきましては、丸の内地区など、当該施設の地区を記入ください。

※ 自衛水防組織とは

各施設の職員等により組織し、あらかじめ定める計画に基づき、統括管理者の指揮にもとづいて施設利用者の避難誘導や施設の浸水防止活動を行う組織。**設置は水防法上の義務**となっている（第15条の2 第9項）。

4 避難確保・浸水防止計画の作成について

ステップ1 防災連絡体制における役割等について

(6) 防災連絡体制における役割等の内容

防災連絡体制における役割等の内容は次のとおりとし、既設の自衛消防組織における役割や分担を準用する。

《参考として、下表「組織」欄のカッコ書きに、自衛消防組織における担当を示す》

組織	主な役割及び担当内容
統括管理者	1 防災連絡体制の指揮監督
本部運営班長 (自衛消防隊長)	1 本部運営班のとりまとめ 2 統括管理者の補佐（統括管理者が指揮を取れない場合は代行を務める）
本部運営班	1 情報収集や伝達 2 警戒活動、避難指示、誘導等の判断 3 浸水への対応等の指揮 4 浸水状況等の情報を各班へ連絡
情報収集班長 (情報連絡班長)	1 情報収集班のとりまとめ 2 統括管理者の補佐
情報収集班 (情報連絡班)	1 気象、洪水情報の収集や伝達 2 関係機関への情報連絡 3 館内放送等による情報連絡 4 報道機関対応その他広報全般 5 隣接施設等管理者との情報連絡 6 休日・夜間の緊急連絡
警戒活動班長 (初期消火班長)	1 警戒活動班のとりまとめ 2 統括管理者の補佐
警戒活動班 (初期消火班)	1 店舗への浸水及び漏水防止処置 2 水防用資機材の準備 3 被害発生予想箇所の巡回調査 4 電気施設、機械施設、 排水ポンプ の点検と処置 5 排水溝の点検と処置 6 地上施設の点検と処置 7 被害発生箇所の応急処置 8 シャッター等の開閉の検討
避難誘導班長 (避難誘導班長)	1 避難誘導班のとりまとめ 2 統括管理者の補佐
避難誘導班 (避難誘導班)	1 利用者等の避難誘導 2 利用者等への情報伝達 3 各テナントへの連絡 4 地上施設の点検と処置

各体制の役割について、例として明記しております。
このままご使用いただいても構いませんが、
独自の連絡体制を作成している場合は、ご修正ください。

特に排水ポンプを持っていない施設に関しては、黄色
マーカー部分を削除してください。

4 避難確保・浸水防止計画の作成について

ステップ1 ▶ その他、補足情報①

質問

千代田区からの防災情報はどこを見ればよいのか。

回答

千代田の防災ポータルサイトの、千代田区からのお知らせからご確認ください。

URL

<https://bosai.city.chiyoda.lg.jp/>

4 避難確保・浸水防止計画の作成について

ステップ1 その他、補足情報①

より詳しく情報を確認したい場合は、千代田区防災ポータルサイトの気象情報をクリックいただくと、気象庁のリンクに飛びますので、ご確認ください。

避難情報

避難所（区民向け）
家屋の倒壊・消失等により自宅に留まることができない、または留まると危険を感じる被災者を保護するための区民を対象とした施設です。
[一覧] [地図]

帰宅困難者一時滞在施設
移動中など屋外で被災した帰宅困難者については、一時滞在施設で待機していただくこととなります。
[一覧] [地図]

医療救護所
医療救護所は、災害時に応急手当を中心とした医療救護活動を行う場です。区内7か所の病院の門前などに設置します。
[一覧] [地図]

福祉避難所
高齢者や障害者等、一定の配慮を要する区民の方を受け入れるための施設です。
[一覧] [地図]

災害用伝言ダイヤル
地震は家族みんながそろっているときに起きるとは限りません。家族と離れてしまった場合のために災害用伝言ダイヤルなどの手段で自分の安否を伝えます。必ず複数の方法を検討して試しておきましょう。
[詳細]

ライフライン情報

- 電気・ガス
- 水道・下水道
- 通信（固定、携帯）
- 道路

交通情報

- 鉄道運行情報
 - JR東日本 新幹線
 - JR東日本 在来線
 - JR東海
 - 東京メトロ
 - 東京都交通局
 - つくばエクスプレスバス運行情報

被害情報

- 被害状況マップ
- 火災、建物倒壊等
- 被害人数・件数等
- 人的被害
- 住宅被害
- 火災発生
- ライフライン

気象情報

- 特別警報・警報
- 地震情報
- 気象情報・注意報
- キキクル
- 台風情報
- 川の防災情報
- 土砂災害危険度情報システム

ます。

風水害（洪水・高潮）ハザードマップ

土砂災害ハザードマップ

ハザードマップの作成状況

区の計画・マニュアル

千代田区
河川情報システム
水位の情報はこちら

千代田区
防災
千代田区
防災アプリ

東京都
水防災総合情報システム

千代田区
高所カメラ



4 避難確保・浸水防止計画の作成について

ステップ1 第4条 情報収集体制について

(情報収集及び伝達)

第4条 情報収集体制については、次のとおりとする。

(1) 情報収集体制

浸水の危険性把握のため、次により情報の収集を行う。

ア 収集する情報

- ・気象情報、洪水予報、**水位到達情報**
- ・千代田区等から提供される防災情報
 - (ア) 荒川・神田川における、はん濫**危険**情報等
 - (イ) 荒川・神田川・日本橋川において越水した場合又は越水のおそれがあるときの情報
 - (ウ) **高潮氾濫発生情報**
 - (エ) **〇〇地区周辺**で、大規模な道路冠水、床上浸水又は床下浸水等の被害が発生したときの情報
 - (オ) 対象区域の浸水情報

イ 収集手段

- ・インターネット、テレビ、ラジオ等による情報収集
- ・地上の状況を目視又はテレビカメラ等で確認する
- ・千代田区等から提供される防災情報を確認する

(2) 情報伝達体制

浸水時又は浸水が予想される場合は速やかに相互連携施設共同で情報を伝達する。

伝達経路については、別紙1「防災連絡体制組織図」のとおりとする。

なお、(**〇〇ビル並びに〇〇地区周辺**)が浸水した場合は区へ情報を提供する。

各事業所内での伝達経路は、自衛消防組織における連絡網を準用する。

このままご使用いただいても構いませんが、独自の情報収集体制を作成している場合は、ご修正ください。

←情報収集方法について、施設でほかに使用しているものがあれば追記してください。

(Yahoo!防災など)

4 避難確保・浸水防止計画の作成について

ステップ1 第5条 警戒体制について

(警戒活動)

第5条 地下への浸水を防止するため、危険度を以下のように設定し、その段階によって対策をとるものとする。

(1) 第1段階：注意

ア 警戒体制に当たるタイミング

大雨洪水注意報、局地的大雨の情報、千代田区等から提供される防災情報に基づき必要と判断した場合

イ 対応する内容

浸水に備えた準備を行う。

ウ 対応する人員

自衛水防組織の統括管理者、本部運営班及び警戒活動班員

(2) 第2段階：警戒

ア 警戒体制に当たるタイミング

大雨洪水警報、高潮注意報、局地的大雨の情報、高齢者等避難の発令、千代田区等から提供される防災情報に基づき必要と判断した場合

イ 対応する内容

- ・必要に応じて、土のう、止水板、排水ポンプ等の浸水に備えた対策をする。
- ・浸水状況の確認を行う。
- ・要配慮者等の避難に時間を要する者の避難

ウ 対応する人員

防災連絡体制全組織

(3) 第3段階：非常

ア 警戒体制に当たるタイミング

大雨特別警報、高潮警報、高潮特別警報、高潮氾濫発生情報、避難指示の発令、千代田区等から提供される防災情報に基づき必要と判断した場合

イ 対応内容

一刻も早く身の安全を確保するため、頑強な建物の2階以上に、全員が避難する。ただし、荒川を対象とする氾濫に対しては避難に関するリードタイムを確保できることから、予め浸水想定区域外に避難するよう努める。

このままご使用いただいても構いませんが、独自の警戒体制を作成している場合は、ご修正ください。

※なお、実災害時には、各段階は必ずしも順番どおりに移行するものではなく、河川水位の急激な上昇等により、第1段階を経ずに、第2段階や第3段階に移行することも想定されます。

4 避難確保・浸水防止計画の作成について

ステップ1 ▶ その他、補足情報③ 土のうの提供について

環境まちづくり部道路公園課 で土のうの提供を行っています。
ご希望の方は、道路公園課にご連絡のうえ
土のう置場（一ツ橋2-1-1 千代田区土木事務所内）
まで取りに来てください（お届けはしていません）。
電話番号：03-5211-4243

区HP「浸水防止用の「土のう」を提供しています」

https://www.city.chiyoda.lg.jp/koho/kurashi/bosai/shien/dono_u.html



4 避難確保・浸水防止計画の作成について

ステップ1 第6条 避難誘導について

(避難誘導)

第6条 避難誘導については、次のとおり行う。

(1) 避難誘導の原則

浸水時又は浸水が予想される場合には、利用者の避難を最優先に行う。なお、前提として、荒川が氾濫した場合には、堤防が決壊してから氾濫水が千代田区に到達するまで12～24時間の猶予があること、また、浸水が長期間にわたって継続することを考慮し、利用者を浸水想定区域外へ避難させる。

(2) 避難誘導開始時期

避難指示が発令された場合、全員が避難する。避難誘導開始時期は、統括管理者の判断とするが、相互連携施設の避難・浸水等の状況を踏まえ、共同した行動をとることが必要である。

(3) 避難誘導時の行動

避難誘導時の行動については、次の点に注意する。

ア 放送設備などを使用して、現在の浸水等の状況について利用者に説明するとともに、従業員の指示に従って落ち着いて避難するよう呼びかける。

イ エレベーターやエスカレーターなどの電気設備の利用を行わないよう周知する。

ウ あらかじめ決められた自衛水防組織の避難誘導班が所定の位置につき、利用者を安全な方法で避難させる。

エ 要配慮者の避難誘導については、周辺の人達の協力を得ながら迅速に行う。

(4) 避難経路及び避難場所

ア 避難経路並びに避難場所については、相互連携施設と協議の上、事前に検討しておく。本事業所の避難経路については、別紙3「浸水対策箇所・避難経路図」のとおりとする。

イ 地下への浸水が発生した場合、避難場所の概ねの目安は、地上が安全な場合は地上とし、それ以外の場合は、あらかじめ定めた2階以上の階とする。

避難誘導の原則

荒川氾濫

→ 水平避難
(ハザードマップを確認し、
浸水想定区域外へ避難)

神田川、日本橋川氾濫

→ 垂直避難
(同建物の2階以上へ避難)

4 避難確保・浸水防止計画の作成について

ステップ1 第6条 避難誘導について

ウ 避難誘導する際の経路及び避難場所を示した図を作成し、利用者の目に付きやすい場所に掲示するとともに、勤務する者へも周知する。

エ 荒川が氾濫した場合には、堤防が決壊してから氾濫水が千代田区に到達するまで12～24時間の猶予があること、また、浸水が長期間にわたって継続することを考慮し、利用者を浸水想定区域外へ避難させることを前提とするが、氾濫水が既に到達した場合は上記イに準ずる。

(5) 避難誘導方法及び留意事項

ア 利用者がパニックにならないように、避難誘導をはじめ、各班員は落ち着いて行動する。

イ 浸水時には停電が想定されるため、エレベーターやエスカレーターなどを利用しての避難誘導は禁止する。

ウ 停電時の避難誘導を適切に行うため、平常時から懐中電灯等を用意しておく。

(6) 館内放送の内容

周知すべき内容の気象情報等を入手した際や、避難指示等の情報を入手した場合には、次のとおり館内放送等を利用して、利用者に知らせる。

ア 気象情報等を入手した際の放送内容

「こちらは、(○○ビル) 防災センターです。ただいま、気象庁より(○○警報) の発表がありました。今後の気象情報に注意してください。」

イ 避難指示等を入手した際の放送内容

「こちらは、(○○ビル) 防災センターです。ただいま、千代田区から避難指示の発令がありました。

当ビルをご利用の方は、館内放送または従業員の指示に従い落ち着いて避難してください。」

ウ 浸水情報等を入手した際の放送内容

「こちらは、(○○ビル) 防災センターです。ただいま、浸水が発生しています。当ビルをご利用の方は、館内放送または従業員の指示に従い落ち着いて避難してください。」

避難誘導の開始時期については、避難指示の発令を待たずとも、気象状況、河川水位、相互連携施設の状況等を踏まえ、統括管理者の判断により、早めに開始することを妨げませんので、柔軟なご対応をお願いいたします。

4 避難確保・浸水防止計画の作成について

ステップ1 第7条 避難誘導について

(防災教育)

第7条 従業員等への防災教育は、次のとおり行う。

(1) 防災教育の計画

従業員等に対し、日頃から防災に対する心構えや、いざという時の対応方法、また、要配慮者への対応などを教育し、防災力向上のための取組みを積極的に図っていく。

(2) 防災教育及び研修の時期

従業員等に対して、次の内容を教育する。また、教育を行う時期については下記のとおりとする。

ア 教育内容

- ・避難確保・浸水防止計画の内容の周知徹底
- ・浸水予防の周知徹底
- ・防災体制の周知徹底
- ・浸水に関する事項の周知徹底
- ・その他、施設において防災上必要な事項

イ 教育実施時期

時期	対象者	内容
		上記教育内容のとおり

第8条の防災訓練が義務となっておりますので、防災教育を実施を推奨しております。

防災教育の実施時期に規定はありませんが、出水期である4月～5月を推奨しております。

対象者としては、警備員、設備員、従業員等が予想されます。

4 避難確保・浸水防止計画の作成について

ステップ1 第8条 防災訓練について

(防災訓練)

第8条 防災訓練については、図上又は実動形式で次のとおり行う。

(1) 防災訓練の計画

浸水時に適切に対応するため、従業員等に訓練参加を促す。また、必要に応じて消防機関に協力依頼して訓練を実施する。

(2) 防災訓練の内容

ア 情報収集・伝達・通報訓練

- ・情報収集及び伝達方法の確認、消防機関へ通報する訓練

イ 浸水防止訓練

- ・排水ポンプ及び浸水防止資機材等の取扱い訓練

ウ 避難誘導訓練

- ・避難誘導方法及び誘導方向、避難誘導する人員配置に関する訓練

エ 救出・救護訓練

- ・逃げ遅れた人の救助、ケガをした人の救護に関する訓練

(3) 訓練実施時期

時期	対象者	内容
		上記訓練内容のとおり

訓練の実施は法律上の義務ですので、必ず実施してください。

● 水防法 第15条の2 第8項

第1項の地下街等（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。以下この条において同じ。）の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止のための訓練を行わなければならない。

4 避難確保・浸水防止計画の作成について

ステップ1 その他、補足情報④ 避難訓練実施結果報告書

訓練実施結果報告書

施設名				
実施日時	年 月 日 時 分 から 時 分 まで			
実施場所				
想定災害 (該当する□にチェックをする。)	<input type="checkbox"/> 洪水 <input type="checkbox"/> 土砂災害 <input type="checkbox"/> 高潮 <input type="checkbox"/> その他の災害 ()			
訓練種類・内容 (該当する□にチェックをする。)	<input type="checkbox"/> 回上訓練	<input type="checkbox"/> 情報伝達訓練		
	<input type="checkbox"/> 避難経路の確認訓練	<input type="checkbox"/> 立退き避難訓練		
	<input type="checkbox"/> 垂直避難訓練	<input type="checkbox"/> 持ち出し品の確認訓練		
	<input type="checkbox"/> その他 ()			
	(訓練内容を通時自由記載)			
訓練参加者 ・参加人数	従業員(全員・一部)	名(うちパート・アルバイト	名)	
	施設利用者(全員・一部)	名(うち通所者	名)	
	その他訓練参加者: 施設利用者の家族 名			
	地域の協力者 名 その他 名			
訓練実施責任者	職	氏名		
確認事項	<input type="checkbox"/> 避難支援に要した人数	名	<input type="checkbox"/> 避難に要した時間	時間 分
	<input type="checkbox"/> 避難先や避難経路の安全性			
	その他			
訓練によって確認された課題とその改善方法等				
訓練記録作成者	職	氏名		

報告書は区HPにフォーマットが載っています。

(1) 地下街等の所有者または管理者向け計画作成例および報告書

- [【作成例】避難確保・浸水防止計画\(単独施設\)\(ワード:128KB\)](#)
- [【作成例】避難確保・浸水防止計画\(接続施設\)\(ワード:134KB\)](#)
- [【届出様式】避難確保・浸水防止計画作成\(変更\)報告書\(単独施設\)\(エクセル:33KB\)](#)

(注意) 東京都地下街等浸水対策協議会に参画している施設は、「接続施設」の作成例をご使用ください。

(2) 要配慮者利用施設の所有者または管理者向け計画作成例および報告書

- [【作成例】\(社会福祉施設\)避難確保計画\(エクセル:734KB\)](#)
- [【作成例】\(医療施設\)避難確保計画\(エクセル:734KB\)](#)
- [【作成例】\(学校等\)避難確保計画\(エクセル:722KB\)](#)
- [【届出様式】避難確保計画作成\(変更\)報告書\(要配慮者利用施設\)\(エクセル:33KB\)](#)
- [【報告様式】避難訓練実施結果報告書\(ワード:40KB\)](#)

区HP「浸水想定区域等内の地下街等および要配慮者利用施設の避難確保・浸水防止計画の作成」

<https://www.city.chiyoda.lg.jp/koho/kurashi/bosai/bosai-taisaku/fusui-dosha-saigai/keikaku.html>

4 避難確保・浸水防止計画の作成について

ステップ1 第9条 施設及び資機材の整備について

(施設及び資機材の整備)

第9条 施設及び資機材の整備等については、次のとおり行う。

- (1) 浸水に備えるため防水板、防水扉、排水ポンプ、土のう、非常電源、放送設備などの施設及び資機材の整備を行う。
- (2) 浸水に備えるため、上記(1)の施設及び資機材を準備しておき、保管場所や使用方法について、従業員等に周知徹底する。

設置資機材等一覧

施設及び資機材名	数量	設置場所	設置(更新)時期	備考

※止水板、土のう等の具体的な設置箇所は別紙2「浸水対策箇所・避難経路図」のとおり

施設内で現在備蓄している資機材を入力します。
資機材例としては、防水板や土のう、非常発電機
排水ポンプなどがあげられます。

4 避難確保・浸水防止計画の作成について

ステップ1 対象施設の概要について

【記入例】

対象施設の概要

(1) 施設名、所在地

(施設名)

(所在地)

(管理会社)

(管理者)

(2) 施設の概要

(建物用途)

(構造)

(地下施設) 用途

水防法に基づく緊急時連絡先

(部署名)

(電話)

(F A X)

(メール)

(1) 施設名、所在地

(施設名) ○○ビル

(所在地) 東京都千代田区○○○

(管理会社) ○○株式会社 (管理会社がない場合は削除可)

(管理者) ○○ ○○ (管理会社がない場合は削除可)

(2) 施設の概要

(建物用途) 事務所・駐車場 など

(構造) S R C造 地上○○階 地下○○階 など

(地下施設) 用途 駐車場・機械室 など

水防法に基づく緊急時連絡先

(部署名) ○○部

(電話) ○○-○○○○-○○○○

(FAX) ○○-○○○○-○○○○

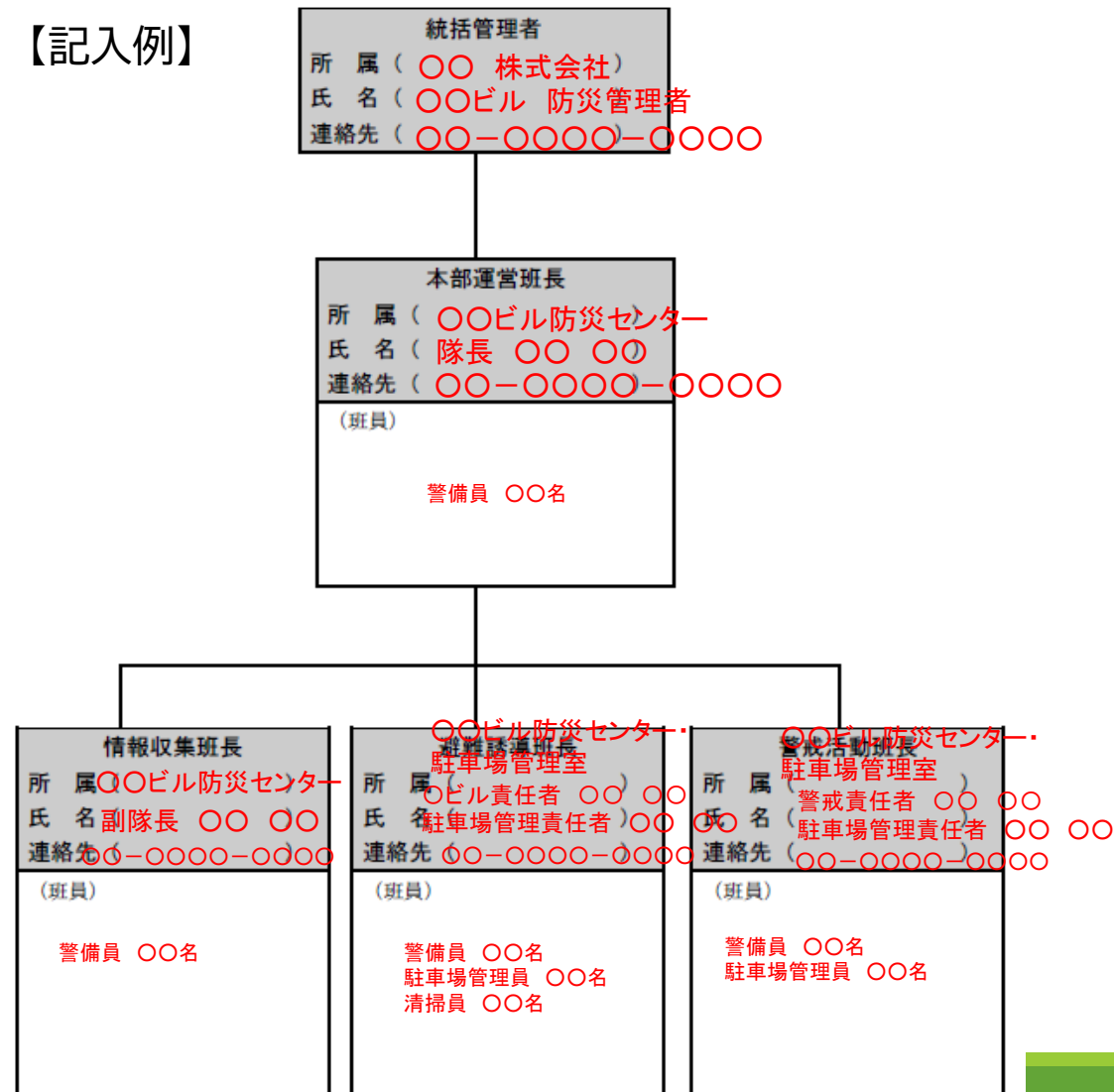
(メール) ○○○○@○○○

4 避難確保・浸水防止計画の作成について

ステップ1

防災連絡体制組織図

【記入例】



4 避難確保・浸水防止計画の作成について

ステップ1 浸水対策箇所・避難経路図

別紙2

(○○ビル) 浸水対策箇所・避難経路図

各施設の図面に避難経路及び浸水対策箇所（止水板、土のう等の設置箇所）を示したものを添付してください。

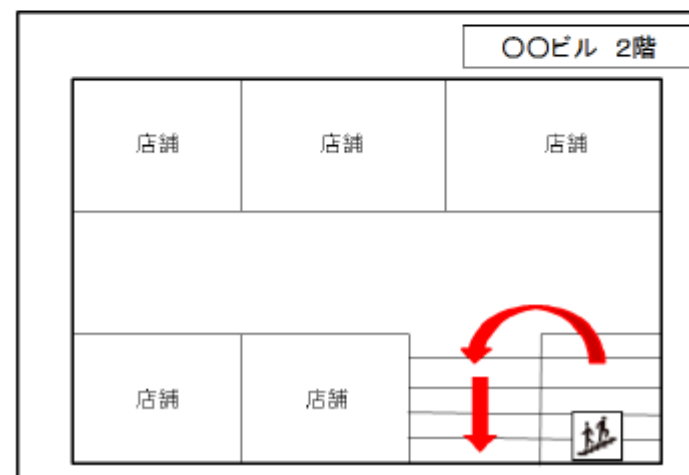
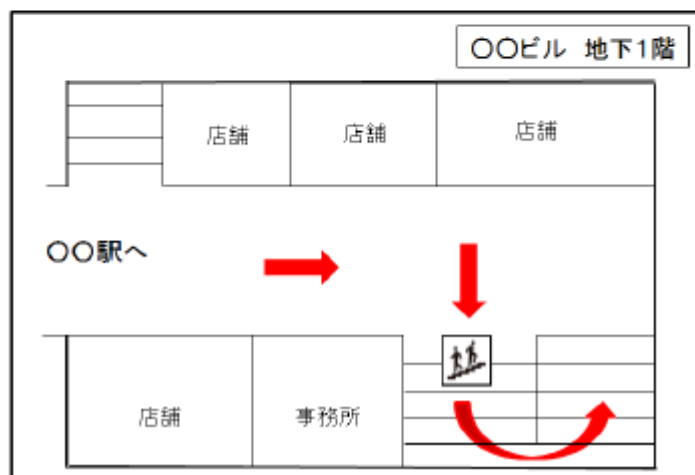
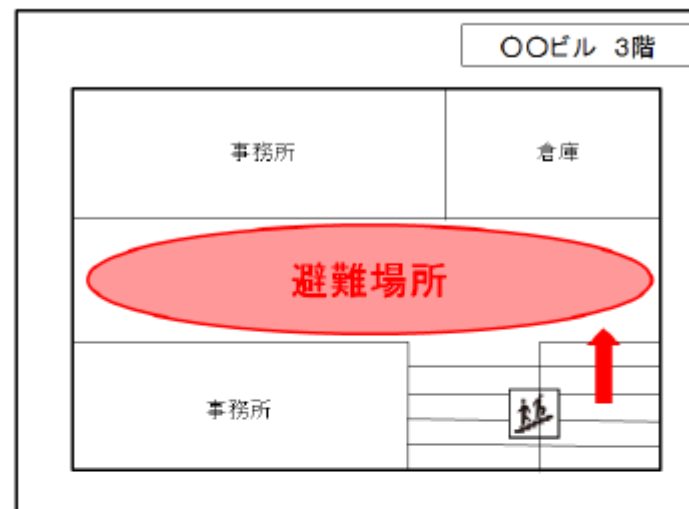
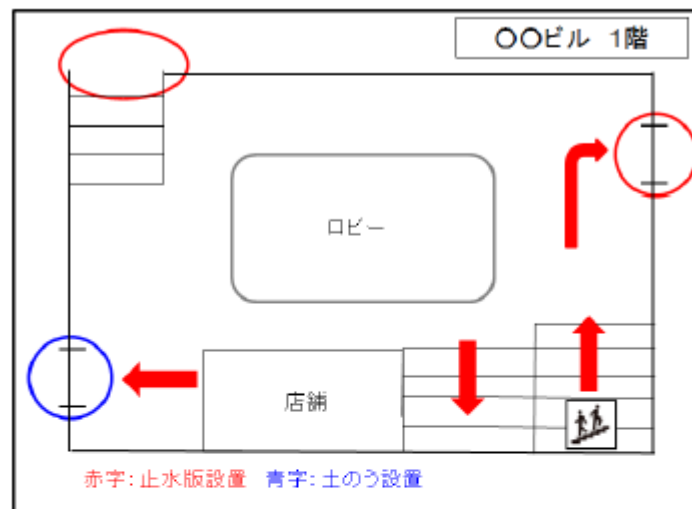
＜添付図面は、浸水対策箇所・避難経路図
添付図面記載例を参考にしてください＞

- ※すべての地下階から避難階までの平面図が添付してください。
- ※避難は原則地上2階以上となりますので、2階までの避難経路が記載された図面を添付してください。

4 避難確保・浸水防止計画の作成について

ステップ1 浸水対策箇所・避難経路図

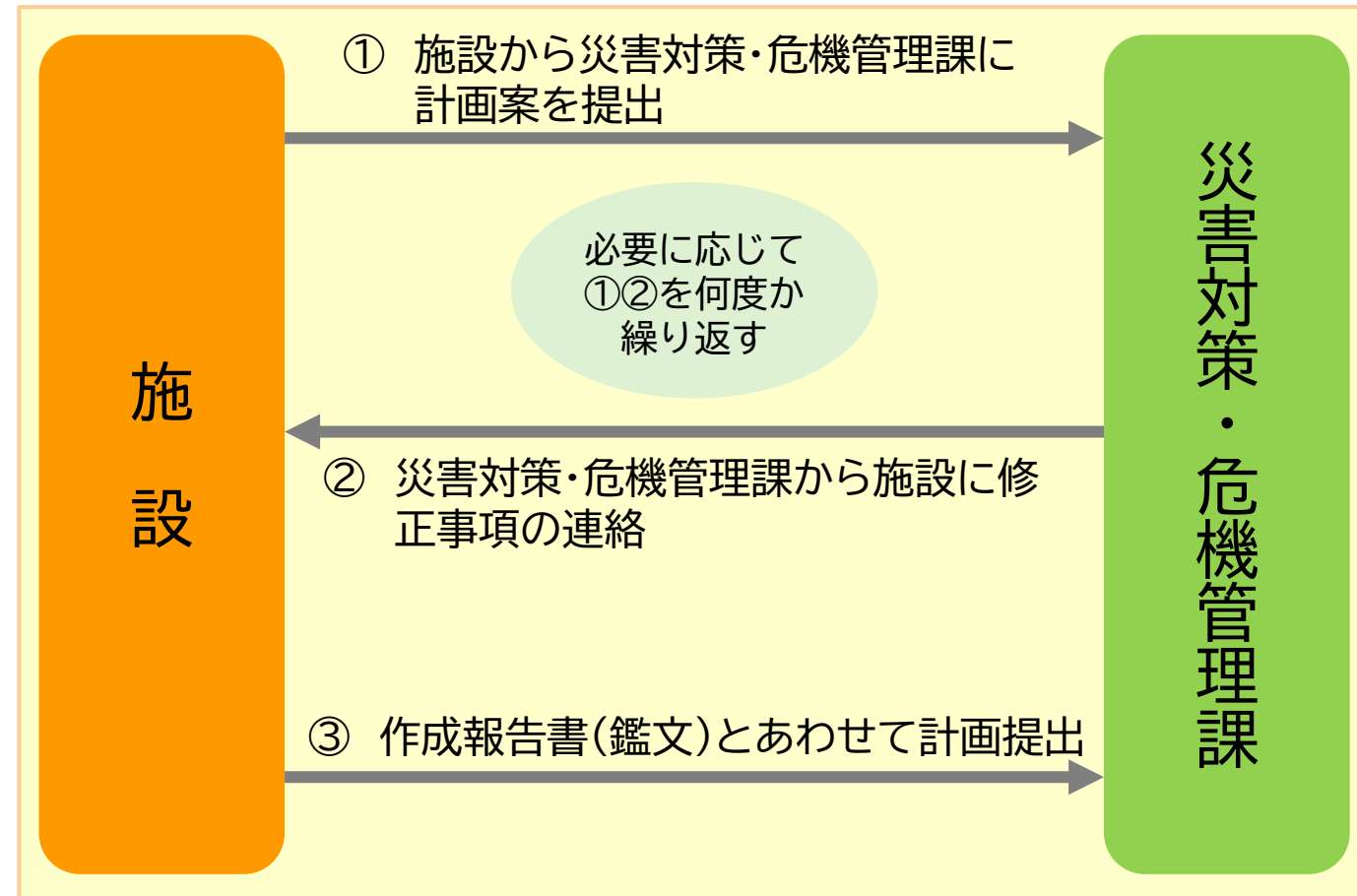
浸水対策箇所・避難経路図 添付図面記載例



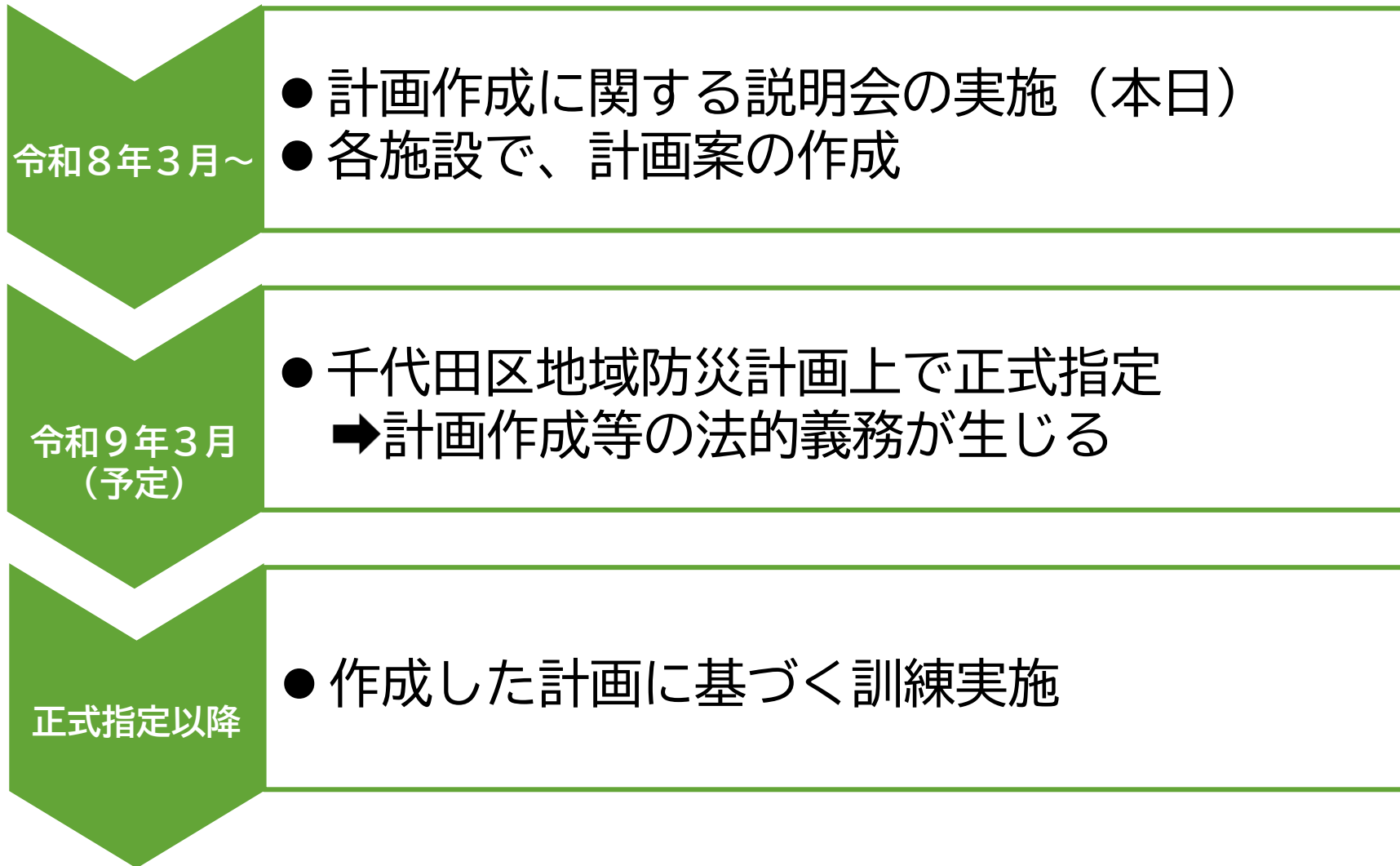
4 避難確保計画の作成について

◎ 計画提出時の流れについて

- ひな形に沿って計画を作成したら、区担当課に案としてメールでご提出ください。内容を確認の上、必要に応じて修正事項をお伝えします。
- 修正が完了したら、作成報告書とあわせて正式にご提出ください。押印不要ですので、正式提出の際もメールで構いません。
- 訓練実施結果報告書の提出は、様式に必要な事項を入力のうえメール等でご提出いただくだけで構いません。



5 今後のスケジュール



ご参加ありがとうございました。
ご質問等ありましたら、お気軽に下記連絡先へ
お問い合わせください。

【問い合わせ先】

千代田区 政策経営部 災害対策・危機管理課
防災調整係 平尾・廣津・水野

TEL: 03-5211-4187

Mail: saigaitaisaku@city.chiyoda.lg.jp